

**電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等についての
意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方**

4件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された意見と総務省の考え方を以下に示します（提出順）。

No.1 個人

案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本改正により、特定基地局の開設計画で大言壮語した事業者が競願時審査で有利になったり、1.5GHz帯の10MHz幅を割り当てられたソフトバンクがDC-HSPA運用コスト削減のため告知なく一部エリアで5MHz幅を削減するなどして、周波数が有効利用されないという問題が解消されることに期待します。</p> <p>平成25年に行われた広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査では、結果UQコミュニケーションズの開設計画が認定されました。</p> <p>UQコミュニケーションズは計画の中で、屋内エリア化の対応について「フェムトセル基地局を導入（平成28年度）し、90万台（うち80万台は個人宅）を設置」するとしていますが、そもそも音声通話役務を伴わない広帯域移動無線アクセスシステムでは無線LANアクセスポイントを設置すれば事足ります。この計画を履行するためにauひかり導入済み物件へのフェムトセル基地局の設置受付が開始されましたが、実際的にはまったく意味のない行為であると非難されたばかりです。</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>なし（賛同意見のため）</p>

<p>UQ コミュニケーションズは他にも、極端な間隔で電柱にピコセルを設置したり、人家や人通りのない方面に向けて極小のエリアを形成するように簡易的な工事で基地局数を水増しするなどしており、数字だけを見て電波の有効利用が測られているかどうか推し量ることに限界があり、そもそもの審査基準から見直さなければいけないと認識しています。</p>		
---	--	--

No.2 株式会社NTTドコモ

案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本改正案は、周波数の利用状況を正確に把握、審査するための改正であり、将来的な周波数の公平かつ有効的な利用の促進に繋がる内容であるため、本案に賛同いたします。</p>	<p>案に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>なし（賛同意見のため）</p>

No.3 ソフトバンク株式会社

案に対する意見及びその理由 (『』内は提出者が提示した案の該当箇所)	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>『無線局免許手続規則 (特定無線局の再免許の申請) 第二十条の八 五 将来の業務計画等(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)</p>		

<p>六 免許の期間における業務の概要(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十一号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)』</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本改正の目的として、「移動通信システムにおける割当済周波数の有効利用を継続的に確保していく必要性が高まっている」こととあります。本制度により移動通信システムは電波の有効活用に対する確認が進むものと思われませんが、電波の有効利用の観点に立てば、移動体通信事業に限ることなく、無線局全体を網羅的に対象にしたうえで、よりシステム間の周波数割当の最適化が促進されるスキームの構築が必要と考えます。具体的には、異システムで比較が可能な再免許基準の設定、免許期間の統一化などが挙げられます。 ● なお、本改正においては、現行制度と比して移動体通信事業者の再免許時等における制度対応負荷が上がることとなりますが、この点についても、移動体通信事業者が有する無線局数も考慮し、免許人全体でバランスの取れた制度になっているかどうかの評価も行うべきです。 ● 加えて、移動通信システムの拡大に伴い、個々の免許対応手続きも増加している現状も考慮が必要と考えます。このような状況を踏まえ、総務省殿におかれては、免許手続き面についてはより一層の規制緩和を実現して頂くよう要望します。今後、5Gシステムの商用化に向けて、免許制度についても見直しの検討が行われるものと期待しておりますが、例えば、移動通信システムにおいては、「帯域を対象にした免許制度」、も 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動通信システムは社会経済や国民生活の基盤を提供する上で必須であり、また、同システムにおけるトラフィック量は増加を続けていることから、まずは、これらシステムにおける電波の有効利用を継続的に確保していくことが重要であると考えております。 なお、無線局全体を網羅的に対象とするスキームに関するご意見は、今後の政策に関するご意見として承ります。 ● 同上。 ● 総務省としては、既存の無線局免許の包括化の取組を進めること等によって、電波監理上支障の生じない範囲で、移動体通信事業者の制度対応負荷の緩和に努めてまいります。 なお、5Gに係るご意見は、今後の政策に関するご意見として承ります。 	<p>なし（他システムに係るご意見であるため）</p> <p>なし（制度の運用に関するご意見であるため）</p> <p>なし（制度の運用に関するご意見であるため）</p>
---	---	---

しくは「包括免許制度の更なる柔軟化（免許の集約等）」等の検討が必要と考えます。

『電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準

(16) 携帯無線通信を行う無線局等
ス 将来の業務計画等

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

(ア) 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下このスにおいて「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠

(イ) 設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画並びに基地局等に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠

(ウ) 関係法令の規定に基づく無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠

(エ) 基地局等の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する

計画及びその根拠

(オ) 免許の有効期限までの各年における契約者数の見込み及びその根拠

(カ) 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び基地局等の設置前に当該設置に係る協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠

(キ) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（二、五七五 MHz を超え二、五九五 MHz 以下の周波数を使用するものを除く。）の免許人並びにそれ以外の者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による基地局等の利用を促進するための計画及びその根拠

(ク) 携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠

セ 免許の期間における業務の概要

現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること。

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHz から 2595MHz までの周波数の

電波を使用するものを除く。以下この(20)において同じ。）の無線局

コ 将来の業務計画等

(略)

<p>サ 免許の期間における業務の概要 (略)』</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技術革新のサイクルが早い移動体通信事業においては、市場や需要の変化に対応するべく、適宜（短サイクルで）ネットワークのアップグレードや拡張、サービス仕様の向上を図ることが必須になってきており、延いてはその取組みが電波の有効利用にも寄与しているものと考えています。 <p>そのような実態を鑑み、免許期間5年間という長期間に渡る「将来の業務計画」が、例えば5年後の審査時には実態からかけ離れたものになる可能性も考えられ、本改正が事業の委縮効果や公平な競争環境の阻害要因にならないか、懸念が残ります。このような懸念が現実にならないよう、具体的な計画の作成要件・審査スキームなどの制度運用については柔軟性を確保する等、慎重に検討する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● また、本改正後の移動体通信事業者の対応については、必要以上に過度な負担とならないよう合せて要望します。 ● なお、「将来の業務計画」「免許期間における業務の概要」は、経営上のセンシティブな情報が多分に含まれることが予測されるため、取扱いにはご配慮を頂きたいと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「将来の業務計画等」として提出いただいた計画と、その後の電波の有効利用の実態に乖離が生じた場合には、再免許審査時に「免許の有効期間における業務の概要」として、乖離の要因が新しい技術への対応や新サービスの導入など正当な理由によるものであって、こうした取組が電波の有効利用に寄与したという事実を記載した書類をご提出いただきます。 ● 移動通信システムに係る無線局の一斉再免許に際しては、別途マニュアル等を作成し、移動体通信事業者の対応等も含めて合理的な取扱いを検討してまいります。 ● 「将来の業務計画」「免許期間における業務の概要」の取扱いにつきましては、企業秘密に係るものとして、取扱いには十分配慮してまいります。 	<p>なし（賛同意見のため）</p> <p>なし（賛同意見のため）</p> <p>なし（賛同意見のため）</p>
---	---	--

No.4 KDDI 株式会社

案に対する意見及びその理由 (『』内は提出者が提示した案の該当箇所)	総務省の考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
<p>『以下の省令案等における「将来の業務計画等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線局免許手続規則 <p>第二十条の八第一項第五号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波法関係審査基準 <p>別紙2 第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(16) 携帯電話通信を行う無線局等』</p> <p>将来の業務計画について、下記2点を意見提出致します。</p> <p>①将来の業務計画等については、事業環境の変化に伴う計画の見直し等が阻害されることのないよう、制度の柔軟な運用を希望します。</p>	<p>①「将来の業務計画等」として提出いただいた計画と、その後の電波の有効利用の実態に乖離が生じた場合には、再免許審査時に「免許の有効期間における業務の概要」として、乖離の要因が新しい技術への対応や新サービスの導入など正当な理由によるものであって、こうした取組が電波の有効利用に寄与したという事実を記載した書類をご提出いただきます。</p> <p>なお、移動通信システムに係る無線局の一斉再免許に際しては、別途マニュアル等を作成し、移動体通信事業者の対応等も含めて合理的な取扱</p>	<p>なし（制度の運用に関するご意見であるため）</p>

<p>②開設計画に基づく認定期間中の無線局がある場合、当該開設計画と再免許対象局に係る将来の業務計画に重複する内容を分離して算定・提出することは困難と考えます。そのため、認定期間中の無線局の開設計画と重複する次の項目について、提出内容の簡易化や除外をご検討いただくことを希望します。</p> <p>■認定期間中の開設計画と重複が想定される項目</p> <p>電波法関係審査基準の別紙2 第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(16) 携帯電話通信を行う無線局等</p> <p>ス 将来の業務計画等</p> <p>(ア)～(エ)および(キ)</p>	<p>いを検討してまいります。</p> <p>②開設計画の認定制度と、本改正案に係る無線局の再免許制度は目的を異にする制度であり、システム全体での周波数の有効利用を見る必要があると考えています。したがって、再免許対象局に係る将来の業務計画は開設計画とは別個に提出していただくこととなりますが、重複する内容に関しては、同一の内容を認めるなど、簡易化に努めてまいります。</p>	<p>なし（制度の運用に関するご意見であるため）</p>
--	---	------------------------------